

脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金交付申請書

脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の経費の配分、経費の使用方法
- 3 補助事業の開始及び完了予定日
- 4 補助金交付申請額

金 円 (※千円未満切捨て)

- 5 添付書類
 - (1) 事業計画及び経費内訳書(様式第2号)
 - (2) 設置箇所位置図
 - (3) 導入 (予定) 施設の概要 (施設の概要が確認できる書類、平面図)
 - (4) 導入(予定)設備等の設計図面(設計図面を作成しない場合又は今後作成する場合において は、設備等の概要が確認できる書類等)
 - (5) 支出予定額を確認できる設計積算書、見積書その他の書類
 - (6) 導入 (予定) 施設のカラー写真 (施設全景、設備導入場所)
 - (7) 導入(予定)施設が自らの所有物であることを確認できる書類(自らが所有する施設ではない場合、導入(予定)施設の所有者に同意を得たことがわかる書類)
 - (8) 法人の場合 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(発行から3か月以内) 個人の場合 住民票の写し(発行から3か月以内)
 - (9) 要件確認申立書(様式第3-1号)
 - (10) 暴力団等審査情報(様式第3-2号)

事業計画及び経費内訳書

1 申請者の概要

1 111 11 11 11 11 11 11	
名称又は商号	
代表者職氏名	
所在地	〒 -
連絡先	担当者: 職名 氏名 TEL:
	E-Mail:
業種	
事業名称	
事業目的・内容	※事業全体の概要がわかる図面を添付してください。 ※枠の大きさは必要に応じ変更してください。

2	申請事業の内容 ※枠の大きさは必要に応じ変更してください。
	(1) 脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術の導入について
	以下の環境・エネルギー先進技術から導入するものを選択し、設備名、数量・規模等、具
	体的な取組みについて詳細に記載してください。
	※導入する技術、設備等のカタログ、図面、仕様等の資料を添付してください。
	1 脱炭素先進技術
	2 海洋プラスチック対策先進技術
	【具体的な取組内容】
	(2) 脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業に申請する経緯、動機

(3) 環境改善効果について (CO2又はプラスチックの削減見込み量等)
(4) 先進性について(これまでの開発経過・商品化時期、他技術との比較等)
(5)実装可能性について(社会ニーズ、導入費用、導入実績、普及見込み等)

(6)実施場所について	(導入予定施設の立地、	利用者数、	交通の便等)
(7)周知啓発について	(府民・来阪者に対して	ての環境改善	学効果等の周知・発信方法等)
(8)波及効果について	(事業者に対しての環境	ぎ・ エネルギ	一先進技術等の周知・発信方法等)

(0) 先准:	技術の普及促進効果の把握について(把握方法、頻度、効果検証方法等)
	汉州少自及促进劝杀少记连仁 2011年(记进为伍、领及、劝杀恢此为伍号)
(10) 本申	ま請におけるアピールポイント
(11) 導入	設備の維持管理の取組について(維持管理・点検等の方法・計画、管理体制等)
(22) (1)	
(19) 顯音/	等を受けた実績(過去5年間:平成30年度~)
(14/) 収 平/	サとメリル大傾(四ムリ中国・十八のサス・)
ì	

特期(年・月)	実	施	内	容	

対象経費	用方法) ※枠の大きさは必要 金額(円)	, 2 - 3 - 3		積算内訳
工事・調査費				
備品購入費				
広報費				
使用料及び賃借料				
事業費 合計	(うち、附帯設備にかかる経費)		_
浦助金以外の経費負担 (補助事業に要する経費(総事	業費)のうち補助金で賄われ	る部分以外に	関する経費)※枠の大	きさは必要に応じ変更してくださレ
負 担 者	負担	坦方法		

(円)

(カ) 補助金所要額

※上限:脱炭素先進技術1,000万円、 海洋プラスチック対策先進技術500万円

(オ)×1/2

4 補助対象経費の内訳(配分・使用方法)

(イ) 国その他の団体

その他の収入額

からの補助金や寄付金

(ウ) 差引額

(ア) - (イ)

(エ) 補助対象経費

支出見込額

(才) 選定額

少ない額

(ウ)と(エ)を比較して

(ア) 総事業費

要件確認申立書

大阪府知事 様

私(当団体)は、大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定に基づき、 脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内 容について申立てます。

記

※各項目を確認し、**はい・いいえ**のどちらかを○で囲んでください。

74.,	申 立 事 項						
-							
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第2条第6). h.					
	号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。	はい・いいえ					
	※「暴力団密接関係者」については、次の2~6も確認してください。						
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力	はい・いいえ					
	<u>団</u> 又は <u>暴力団員</u> を利用するなどしている。						
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に	はい・いいえ					
	秦力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	1011					
4	<u>暴力団</u> 又は <u>暴力団員</u> であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ					
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ					
6	(事業者においては、) 次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2~5のいずれかに該当する者が						
	いる。						
	・事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧						
	問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、						
	取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)						
	・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、						
	営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者	はい・いいえ					
	・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者で						
	あるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業						
	務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限						
	を代行し得る地位にある者						
	・事実上事業者の経営に参加していると認められる者						
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその	h.la v v v v v s					
	執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ					
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措						
	置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその	はい・いいえ					
	納付が完了した日から1年を経過しない者である。						
9	規則第2条第2号イ~ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大						
	阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、	h.Tan a sana a					
	該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を	はい・いいえ					
	取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。						

10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各	
	号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を	はい・いいえ
	直ちに届出ます。	
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに	はい・いいえ
	同意する。	はい・ハハン

 $\underline{\times}$ 「1」 ~ 「8」 で「はい」に「〇」を付けた場合及び「9」 ~ 「11」で「いいえ」に「〇」を付けた 場合は、補助金の支給を受けることはできません。

	年	月	日
住所(所在地)			
名称(団体名)			
氏名(代表者)			

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定に基づき、 脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金にかかる交付申請を行うに あたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するととも に、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。 なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏	氏名 生年月日				性別	住所(所在地)	
	カナ (半角)	漢字	元	年	月	日		
			号					
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

		年	月	日
<u>住所</u>	(所在地)			
名称	(団体名)			
氏名	(代表者)			

大阪府指令 第 号

住 所(所在地)

氏 名(法人名)

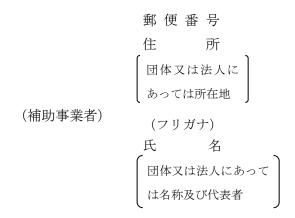
脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金は、脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付します。

年 月 日

大阪府知事 氏 名

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の交付条件
 - (1) 次のいずれかに該当する場合、速やかに知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合
 - イ 補助事業の内容の変更をする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに 知事に報告してその指示を受けること。



脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪府指令エネ政第 号により交付決定を受けた補助事業について、脱 炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき変更の承 認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

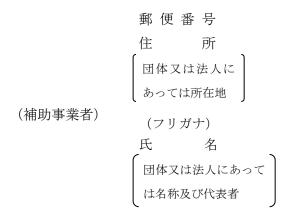
記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 補助金変更交付申請額

(1) 変更前の交付申請額金円(2) 変更後の交付申請額金円(3) 追加(減額) 交付申請額金円(※千円未満切捨て)

4. 添付書類

- ・変更後の内容を確認するための資料
 - ※ 第8条に掲げる書類のうち、当該変更等に関係する資料を添付すること。 なお、変更内容が対比できるよう新旧対照表を作成し、併せて添付すること。



脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け大阪府指令エネ政第 号により交付決定を受けた補助事業について、脱 炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき中止(廃 止)の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

- 1 中止 (廃止) の理由
- 2 中止の期間

住 所(所在地) 氏 名(法人名)

脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金 の補助事業の内容の変更について、(下記のとおり・別紙の条件を付けて)承認します。

年 月 日

大阪府知事 氏 名

2 条件 (1)

住所 (所在地)氏名 (法人名)

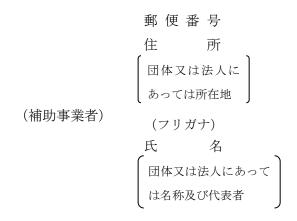
脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金中止(廃止)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金の(補助事業の中止・補助事業の廃止)について、(下記のとおり・別紙の条件を付けて)承認します。

年 月 日

大阪府知事 氏 名

条件 (1) (2)



脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金実績報告書

脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下 記のとおり報告します。

- 1 事業完了日 年 月 日
- 2 補助金実績報告額 金 円 (※千円未満切捨て)
- 3 添付書類
 - (1) 設備整備等状況報告書(様式第10号)
 - (2) 支出額を確認できる契約書及び支出証拠書類等の写し
 - (3) 国やその他の団体からの補助金又は寄付金等の収入がある場合は収入額の分かる書類
 - (4) 事業完了後の導入施設及び事業の概要が確認できるカラー写真 (施設全景、設備導入場所)
 - (5) 脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入設備等の完成図書の写し

設備整備等状況報告書

1 設備整備等の内容 ※枠の大きさは必要に応じ変更してください。 (1)整備した脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入設備等について ※整備した設備等のカタログ、図面、仕様等の資料を添付してください。 (2) 脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術及び環境改善効果(CO₂削減効果等)のPRに ついて (3) 先進技術の普及促進効果の把握について (4) 脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業の維持管理について

2 経費所要額調書 (円)

(ア) 総事業費	(イ) 国その他の団	(ウ) 差引額	(工) 補助対象経費	(才) 選定額	(カ) 補助金所要額	(キ)補助金交付決定額	(ク) 過不足額
	体からの補助金や寄	(ア) - (イ)	実支出額	(ウ)と(エ)を比 較して少ない額	(オ)×1/2		(カ)-(キ)
	付金その他の収入額			70 () 6. 17	※上限:脱炭素先進技術		
					1,000万円、海洋プラスチッ		
					ク対策先進技術500万円		

3 補助対象経費の内訳 ※枠の大きさは必要に応じ変更してください。

対象経費	金額(円)	積算内訳
工事・調査費		
備品購入費		
広報費		
使用料及び賃借料		
事業費 合計	(うち、附帯設備にかかる経費)	_

様式第 11 号 (第 15 条関係)

大阪府指令 第 号

住所 (所在地)氏名 (法人名)

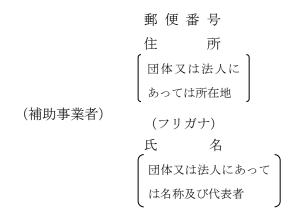
脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金確定通知書

年 月 日付け大阪府指令 第 号で交付の決定をした脱炭素・海洋プラスチック対策 先進技術導入モデル事業補助金の額は、脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金 交付要綱第 15 条の規定に基づき、金 円に確定します。

年 月 日

大阪府知事 氏 名

大 阪 府 知 事 様



脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金請求書

脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、 下記のとおり、請求します。

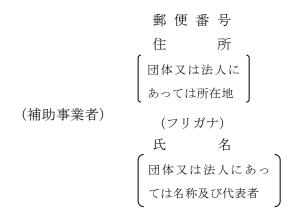
記

 1 請 求 額
 金
 円

 (年 月 日大阪府指令 第 号に基づく補助金)

2 補助金振込先

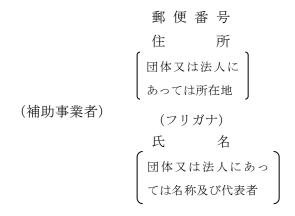
					(フリガナ)
П	座	名	義	人	
金融	金融機関名及び店名			5名	
預	金	の	種	類	
П	座		番	号	



脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業供用状況等報告書

年度脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業に係る 年度の供用状況等について、下記のとおり報告します。

- 1 事業名称
- 2 脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入設備等の供用状況について
- ※ 脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入設備等の供用状況が分かるような資料や写真等を添付してくだ さい。
 - 3 脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術及び環境改善効果(CO₂削減効果等)のPR状況について
- ※ 脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術及び環境改善効果(CO_2 削減効果等)をPRした資料(広報媒体)を添付してください。



脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業 環境改善効果及び先進技術の普及促進効果報告書

年度脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業に係る環境改善効果及び先進技 術の普及促進効果について、下記のとおり報告します。

脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業 補助金に係る財産処分申請書

年度脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業補助金により取得した 下記の財産を処分したいので、同補助金交付要綱第18条第3項の規定により申請します。

- 1 財産処分する環境改善設備等及び周知・啓発物品
- 2 財産処分の内容
- 3 財産処分の理由
- 4 財産処分予定年月日

	郵便番号				
	住 所				
	団体又は法人に あっては所在地				
	あっては所在地				
(補助事業者)	(フリガナ)				
	氏名、				
	団体又は法人にあって				
	は名称及び代表者				

脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業 年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け大阪府指令 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る消費税仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額 金 円
- 2 消費税の申告の有無(どちらかを選択) 有 ・ 無(以下は、2で「有」の場合のみ記載してください)
- 3 仕入控除税額の計算方法 (どちらかを選択) 一般課税・簡易課税 (以下は、3で「一般課税」の場合のみ記載してください)
- 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 6 補助金返還相当額(5から4の額を差し引いた額) 金 円
- (注1) 消費税の確定申告を行い、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は必ず報告書を提出して ください。
- (注2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)と課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)を添付してください。
- (注3) 補助金の返還がある場合は別紙も添付してください。

積算内訳報告書

- 1 事業名称
- 2 所在地
- 3 補助金確定額
- 4 概要
- (1)補助金の使途(補助対象経費)の内訳

			課税仕入	非課税仕入 (人件費等)		
区分		課税売上	非課税売上		共通	合計
		対応分	対応分	対応分	(八什負守)	
経		円	円	円	円	円
経費の						
内訳						
II/\						
	計	円				円

- (2) 課税売上割合
- (3) 支出のうち課税仕入れの占める割合
- (4) 仕入控除税額